

平成28年度 第1回 社会教育委員会議及び公民館運営審議会、 生涯学習推進協議会会議録

日 時：平成28年8月3日（水）午後2時～4時5分

場 所：鳥取市本庁舎 4階 第3会議室

出席委員：＜委員＞浦田委員、中宇地委員、徳田委員、竹森委員、山下委員、
塩谷委員、懸樋副会長、橋本委員、井伊委員、土井会長、
外川委員、加賀田委員、奥田委員、浜江委員、西上委員
（欠席：松本委員、森田委員、米沢委員、矢芝委員、大西委員）
＜事務局＞生涯学習・スポーツ課 高野課長補佐、森岡主任
＜協働推進課＞山下参事、西垣企画員

※発言内容等について、事務局で一部加筆訂正しています。

1 開 会（進行 土井会長）午後2時 （会長あいさつ）

2 各委員自己紹介（進行 土井会長）

今回は今年1回目の会議で、委員の変更があることもあり、各委員の自己紹介をお願いします。

（各委員自己紹介）（事務局自己紹介）

3 報告事項（進行 土井会長）

（1）鳥取市第2次生涯学習基本方針について

（事務局説明）

〔議 長〕 ここで質問等ないか。

〔委 員〕 特になし

（2）地区公民館事業について

（事務局説明）

〔議 長〕 ここで質問等ないか。

〔委 員〕 冊子を21年度から7冊作成されているが、これまで各地区で7つの異なる優れた事業があるのとらえればよいのか。

〔事 務 局〕 地区によっては、事業改善等により内容がより充実した前年度と同一事業を掲載されている場合もある。

〔委 員〕 社会教育主事の巡回指導とあるが、どの位の頻度で回っていただけ

るのか。

〔事務局〕各地区からの要望があれば、状況を見て対応していきたい。

〔委員〕協働推進課は、「地区公民館の管理運営に関すること」を行うとあるが、もう少し具体的にどういう関わりをもつのか御説明いただきたい。

〔協働推進課〕地区公民館の「日常的な管理運営」および「施設の整備関係」を主に行っている。

〔委員〕協働推進課としては、事業はもっていないのか。

〔協働推進課〕全くかかわりが無いということではない。日常的な管理運営の中で、様々な各種事業にも指導・助言に関わることはある。

〔委員〕地区公民館の人件費、管理費、光熱水費等は協働推進課が担当し、具体的な事業については、教育委員会が担当するということか。

〔協働推進課〕日常的な管理費等は協働推進課で担当している。

〔委員〕現在、公民館へは様々な事業が委託されたりしており負担となっている。これからは、公民館が活動しやすいように事業等を整理していく必要があるのではないか。

〔委員〕今現在、公民館は市の出先機関になりつつある。公民館職員は負担が大きくなっている。わが地区の一押しについては、4つの分類から各地区で最もPRできる事業を毎年度掲載しているものである。社会教育主事の巡回指導に関しては、社会教育主事の発令は教育委員会であるため、教育委員会へは年次計画による専門職の公民館指導というところが求められるところではないか。

〔委員〕地区公民館と自治会との関係はどうか。事業実施する際には、自治会が協力すべきであり、公民館のみでは困難だと考える。

また、地区会長会の会長でも公民館へ行ったことがない方もおられるため、そのあたりの関わり方をどのようにしたらよいか考える必要がある。

〔委員〕公民館に行ったことがない会長がおられたら、公民館館長の努力不足であると考ええる。公民館では、以前は社会教育・生涯学習の事業だけしていればよかったが、現在はまちづくり協議会・むらづくり協議会の事業にも取り組むことが求められており、公民館への負担が増大している。自治会にどう関わってもらうのか整理するべきである。

〔議長〕これらの件は協議事項にも関連するため、あとで議論していただきたいと思う。時間の都合上、次へ進めさせていただきたい。

4 協議事項（進行 土井会長）

（１）生涯学習推進基本方針に基づく各種施策の実績報告および実施計画について

（事務局説明）

〔議長〕 ここで質問等ないか。

〔委員〕 P 2 1 の中で、福部町分室の担当事業の中に公民館祭があるが、公民館祭りの実施主体は公民館なのかあるいは自治会なのか。住民としては公民館でするので公民館の職員が主となってするのかと知っている。6 1 の公民館があるようだが、どのような状況かお尋ねしたい。

〔委員〕 本来公民館祭りは公民館独自でやっていた事業である。例えば当地区では、春の敬老会、夏の夏祭り、秋の運動会、それから公民館祭りを公民館の４大事業としていた。ところが今、自治会がまちづくり協議会・むらづくり協議会という協働のまちづくり事業を開始したことで多くのものを一緒になって実施している。公民館も自治会と一緒にすることで、事業が活性化する場合もある。つまり本来は、公民館の一つの事業としてあったものが、今の時代とともに拡大し各種団体との連携のもと、事業実施するようになっている。

〔委員〕 まちづくり協議会の事務局も公民館がもっている地区が多いことと思う。事業を実施する際に、事故等の緊急時に鳥取市としてのバックアップ体制はどうなっているのか。

〔議長〕 いろいろなところに議論が及んでいるが、ここでは、評価についてどうなのかという質問に集中してほしい。

〔委員〕 達成度は、事業を開催される側からみたものだと思うが、事業に参加された方からみた達成度はとっておられるのか。

〔事務局〕 今回のものは、各課で計画に基づいて実施された結果を取りまとめたものであり、必ずしも参加された方からみた達成度となっているものではない。しかし、各事業担当課において、事業の実施に際してアンケート等により参加された方からみた達成度はとっておられる可能性はある。

〔委員〕 やはり参加者からの評価をいれるのが、生涯学習の分析では必要なことであると考えます。

〔議長〕 例えば、P 2 0 の「ものづくり道場推進事業」は、個々のイベント時に参加者からのアンケートを行っている。このように各事業毎でもアンケートをとっているのではないかと。それをどういった形で資料に反映するかは今後検討することである。

〔委員〕 今後２次の方針についても、１次同様に達成度の評価を行っていく

予定か。また、途中で事業廃止されている項目があったり、P 195 (3)、(4)に該当する事業を担当する部局がないというのは問題ではないか。特に(5)であるが、現実には大学では、地域の方々と様々な取り組みを行っており、学校現場の中へも学生ボランティアを行かせていただいていることもあるため、28年度以降は整理していただきたい。

また、総じて男女共同参画に関する取組の達成度が低いように思う。

28年度以降は、改善への取り組みを進めるのが課題ではないか。

[委員] P 9、P 19やはり該当事業がない項目があるため、働きかけをすすめていただきたい。P 21の佐治町分室の「ふるさとの手仕事」は、24年度に事業を1回だけ行ったものが事業として挙げられているのではないかと思うが、これから先は事業実施の際には、後継者を育てていくという切り口が大切ではないか考える。

(2) 鳥取市教育委員会の主な事業について実施計画について

(事務局説明)

[議長] ここで質問等ないか。

[委員] P 34の1②「ファブラボととりの運営」について、今年度も指導者を養成されているのか。また、参加された方が、尋ねることができる職員は設置されているのか。

[議長] 指導者という形よりも講習を受講していただくことで活用できる方を育てることが現在は中心となっている。また、参加者の質問に対し対応する担当者は設置している。

[委員] 資料2のP 18の3(2)障がいがある人に対する学習機会の充実について、「ろうあ成人学級」のみが具体的施策として挙げられている。障がいには視覚障がい、身体障がい等の様々なものがある。もう少し障がいのある人に対する施策の内容を見直す必要があるのではないか。また、国では障害者差別解消法ができ、その中では、「ろうあ」という言葉は使われていない。行政的に「ろうあ」という言葉を使用するのは妥当ではないのではないか。

[議長] 障がい者というのはもう少し広く捉えることができるのではないか。「ろうあ成人学級」以外にも検討していただければと思う。

(3) 全国社会教育委員連合の「組織のあり方に関する緊急提案」について

(事務局説明)

[議長] 寄付を募りたいという要望がきているということで御理解いただけ

ればと思う。これを承認するかどうかということか。

〔事務局〕鳥取県としても、対応は県内市町村の判断に委ねるということであった。当事務局としては、社会教育委員会議で協議していただいた結果により、対応したいと考えている。

〔委員〕これは、市内全家庭で集めるということか。

〔議長〕当社会教育委員会議の各委員の中から寄付をお願いしたいということである。各委員の考えを確認させていただければと思う。

〔委員〕法律的に寄付することは問題はないのか。

〔委員〕P53のように今後、個人有志会員制度のようなものができ、個人有志会員として社会教育委員を経験された方、あるいは社会教育に関心のある方が、寄付をされるのは自由であるが、社会教育委員だから寄付しなさいというのは如何なものとする。

〔議長〕ここで、お受けするのはできないと確認させてもらって構わないかと思うが、どうか。

〔委員〕異議なし

〔議長〕では、理解を含めなかなか難しいところもあり、偶々委員に就任された方にお金を求めることも理解し難いところもあるため、当委員会ではお受けできないと確認させていただければと思う。

(4) 「地区公民館の活用の基本方針」について

(協働推進課説明)

〔議長〕これまで公民館の件については、色々と御意見があり、継続してではあるが、ここで御意見等ないか。

〔委員〕まちづくり推進員の兼務発令により、地区公民館またはまちづくり協議会が事業の主催団体や共催団体であれば、様々な対応がしてもらえるとということでしょうか。

〔協働推進課〕当課がまちづくり協議会事業の事務局ということになっているため、基本的には対応ができる。

〔委員〕公民館職員の人事関係が非常に分かり難い。主任、主事の定期異動については、全く考えていないのではないか。人権啓発センターなどは定期的に異動がある。異動により、他地区の良いところを取り入れて、地元の地域に帰ってもらうなど一つの方法だと考える。

〔協働推進課〕あり方検討においては、人事関係のことは今後の検討になる。ただし、指定管理者導入ということになれば、それによる変更はあるが、以前から同じ地区館での勤務が長い職員もいる。しかし、ここ何年前から人事交流の必要性から、同一館での長期勤務の職員を主な

対象として、人事異動を行っているという実態はある。

〔委員〕例えば、新市域から旧市内への異動などは難しい場合もあるが、南地区内等の地区内での異動等は考えられるのではないか。

〔協働推進課〕これまでの人事異動においても、かなりの距離を通勤している職員もある。職員の状況にもよるが、ある程度の人事交流は事務の平準化を考慮しつつ検討すべきところである。

〔委員〕協議の項目に挙がっているが、何をこの場で決定するのか。基本方針をこの場で検討していくということか。

〔協働推進課〕基本方針の素案については、まちづくりガイドラインと並行して作成し、今後、社会教育委員に諮ることで、御意見等をいただきたい。

〔委員〕当会議は公民館運営審議会を兼ねていることから、公民館に関する基本方針の議論を行っていくということで、提案されたのか。

〔協働推進課〕今後素案を作成し、パブリックコメント等の手続きをとる必要があり、当委員会でも御意見をいただかなければならないと考えている。

〔議長〕基本方針を当会議で検討していくのか。また、いつまでに行う必要があるのか明確にしておく必要があるのではないか。

〔協働推進課〕まちづくりのガイドラインと並行する必要があるが、年度内に案を作成したいと考えているが、具体的スケジュールはこれからとなる。

〔委員〕指定管理、人事に関すること等の整理すべき項目が多々ある。これらを整理し、当委員会に諮っていく必要があるため、年度内までのスケジュールは困難ではないか。

今回は、公民館に関しては様々な問題があり、今後検討する必要があるということで各委員に情報提供を行ったということと認識している。

〔委員〕公民館62館毎に違いがある中で、一つの方針を出すことは大変な作業である。それをこの会議で審議し作成していくことは、重大な仕事であり、慎重であるべきである。また、指定管理者制度の導入の検討が課題として残っているが、資料の最後の一文に「ソフト重視の地区公民館活用について検討を図る」とあり、指定管理ありきに捉えられ、論議がまとまっていかないのではないか。

〔協働推進課〕実際のところは、何もまだ決定しておらず、本日は頭出しだけをさせていただいた。

〔議長〕時間が無いなか、この基本方針をどこで審議していくのかが大きなポイントである。また、いつまでに市民の方に情報提供していくのか、公民館の職員に開示していく責任もある。公民館の基本方針を作成していく際には、土台となる会は明確にしておくべきである。そして、

期限を明確にした方が、議論が行いやすいものである。また、大きな責任も伴う。今日は、この会の最初から、公民館の運営については、多くの御意見をいただいた。審議の際には、グランドデザインのようなものがあり、小出しにしていっていただくものを切り刻んでいくようなことをしていかないと、一気ににはできないものである。

〔委員〕 条例が変わり、「生涯学習の拠点」から「まちづくり」というものが入り、あと2年で10年となる。今、学校でも地域と連携をしていく流れが国レベルで進んでいる。学校の立場から見ると、地域の一つの場所が公民館となる。当然、自治会長との人的な連携はとりながらも、やはり場所的には公民館が一番重要である。そんな中において、現在、市内で館長が辞められたことで、館長不在の公民館がある。自治会長も不在であり、学校は地域とどう連携をとるのかという問題がある。生涯学習の拠点ということであれば、ある程度は教育委員会がリーダーシップをとっていたが、まちづくりとなると地域に任せてという部分で、問題が生じたときに、どこがどう責任を持ち整理していくのか、という課題があると感じている。

5 その他（進行 土井会長）

（1）平成28年度全県社会教育関係者研修会について

（事務局連絡）

（2）第39回中国・四国地区社会教育研究大会香川大会について

（事務局連絡）

〔議長〕 その他に何かあるか。

〔各委員〕 なし

〔議長〕 次回会議は11月～12月を予定しており、また御連絡させていただきたい。

7 閉会 午後4時05分